
第4部

東海地震に係る警戒宣言に伴う対応措置

第4部 東海地震に係る警戒宣言に伴う対応措置

気象庁では、令和元年5月31日より、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の提供を開始し、東海地震のみに着目した従来の「東海地震に関連する情報」の発表は行わないこととした。

ただし、東京都地域防災計画震災編（令和元年修正）「第4部 南海トラフ地震等防災対策」では、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年5月31日付変更）を受けた対応については、別途定める」こととし、「変更後の基本計画を受けた対応を別途定めるまでの間、気象庁が発表することとしていた『東海地震に関連する情報』を『南海トラフ地震に関連する情報』に読み替えた上で、本章の規定を基本として対応する」こととしている。

そのため、調布市地域防災計画においても、従来の「東海地震に関連する情報」を「南海トラフ地震に関連する情報」に読み替えた暫定的な対応として定めるものとする。

気象庁が発表する南海トラフ地震に関連する情報は下表のとおり。

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 ※防災対応がとりやすいようキーワードを付して情報発表される	(調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	(巨大地震警戒)	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	(巨大地震注意)	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりに発生したと評価した場合等
	(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）	

※異常な現象が発生せず、情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することがある。

※地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合でも南海トラフ地震が発生しないこともある。

※南海トラフ地震の切迫性は高い状態にあり、いつ地震が発生してもおかしくないことに留意が必要である。

第1章 対策の考え方

第1節 策定の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日施行された。

この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、昭和54年8月7日、「東海地震」（震源＝駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生じるおそれのある震度6以上と予想される地域（1都7県157市町村、平成24年4月1日現在）が「強化地域」として指定された。

東海地震が発生した場合、調布市の地域は震度5強程度と予想されることから、強化地域として指定されなかったため、市は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。

しかし、震度5程度の揺れであっても、局地的に被害が発生することが予想されるとともに、調布市は、大都市東京の近郊市として人口、施設等が密集しているところから、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されている。

このため、市防災会議は、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとることとし、調布市地域防災計画（震災編）の一分野として「警戒宣言に伴う対応措置」を策定したものである。

第2節 基本的な考え方

本計画は、次の考え方を基本に策定したものである。

1 警戒宣言発生下の都市機能の確保

警戒宣言が発せられた場合においても、調布市の都市機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、次の防災措置を講ずることにより、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とした。

- (1) 警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置
- (2) 東海地震による被害を最小限に止めるための防災措置

2 混乱防止対策の作成

警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めたものであるが、東海地震注意情報の報道開始時から警戒宣言が発せられるまでの間においても、混乱が発生することが予測されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込んだものである。

3 警戒宣言下の対処

調布市地域防災計画（震災編）「第2部 施策ごとの具体的計画」に基づき対処する。

4 市の対応

調布市は、強化地域に指定されていないことから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応する。

5 本計画実施に当たっての配慮

- (1) 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別の対応をとることとする。
- (2) 警戒宣言が発せられた時点からの地震発生の可能性があるため、対策の優先度を配慮する。
- (3) 東海地震が発生した場合、市の地域のほとんどは震度5程度と想定されているが一部震度6に近い地域があるため、震度に応じた対策を講ずることとする。
- (4) 多摩関係市及び各防災機関と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

第3節 前提条件

本計画策定に当たっては、次の前提条件を置く。

- 1 東海地震が発生した場合、東京の予想される地震は震度5程度（ただし、中小河川沿い及び人工改変地の盛土部分は震度6に近い震度）である。
- 2 警戒宣言が発せられる時刻より、人々の行動とそれに伴う対応措置は大きく様相が異なることが予想される。
このため、本計画においては、警戒宣言が発せられる時刻を、原則として、最も混乱の発生が予測される平日の昼間（午前10時～午後2時）と想定する。
ただし、各機関において対策遂行上、特に考慮すべき時刻があれば、それにも対応するものとする。

資料編 69：東海地震に係る東京の震度分布予測図

第2章 防災機関の業務大綱

市及び防災関係機関は、第1部第2章「防災機関の業務大綱」に準じて、警戒宣言に伴う事務を行う。

第3章 事前の備え

(行政経営部・総務部・都市整備部・教育部・調布市防災会議・調布警察署・調布消防署・多摩府中保健所・東京電力パワーグリッド(株)・東京ガス(株)・京王電鉄(株)・NTT・その他防災機関)

第1節 東海地震に備え、緊急に整備する事業

地震による被害を未然に防止するための予防対策は、第2部各章第5節具体的な取組<予防対策>に基づき実施している。

しかし、大規模地震対策特別措置法(昭和53年6月15日公布)の制定を契機として、地震の予知に基づく対策、特に予知情報による社会的混乱の防止という、新たな課題が生じた。

このため、本章では、警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するため必要な設備、資器材等の整備と、従来から推進している予防対策のうち、東海地震が発生した場合に備え、被害を軽減するため緊急に整備すべき事業をとりあげるものとする。

第1 社会的混乱を防止するため緊急に整備する事業

(総務部・調布警察署)

1 情報連絡体制の整備

機関名	事業計画
市	<p>防災行政無線の整備</p> <p>市防災行政無線は昭和56年から防災行政無線(固定系及び移動系)を整備し、災害時に住民に正確な情報を提供するとともに、防災関係機関との連絡体制を確立した。</p> <p>また、平成3年度より新都庁の防災センターを拠点とした「東京都防災行政無線」が整備された。</p> <p>今後は都及び都内自治体との連携の強化を実施し、災害時の情報連絡体制の確保に努める。</p>
調布警察署	<p>横断幕、立看板等の整備</p> <p>運転者等に警戒宣言及び東海地震予知情報等を伝達するため、広報用横断幕、立看板等の資器材を整備する。</p>

第2 被害の発生を最小限にとどめるため緊急に整備する事業

(都市整備部)

1 ブロック塀等の倒壊防止

宮城県沖地震を契機にブロック塀の倒壊防止のため、新しく構築する塀等に対して、指導の強化に努めるとともに、既存の石塀、ブロック塀等の補強対策についても関係機関等との連携を図り指導の強化を図る。

2 落下物の防止

(1) 屋外広告物の規制

広告塔、看板等の屋外広告物のなかには、地震の際に脱落し、被害を与えることが予測されることから、関係機関と協力しながら屋外広告物条例及び道路法に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、改善指導を行っていく。

(2) 窓ガラス等の落下物の防止

沿線、駅周辺には、3階以上の建物が多く見受けられ、最近の建物の窓ガラスには転落防止用金網入りを使用されているが、老朽建物では使用されていない場合があることから、落下防止用フィルム等のPRを進める。

また、外壁等については、定期点検と補修工事の指導を関係機関と協力して行っていく。

第2節 広報及び教育

地震予知を前提とした東海地震に適切に対応するためには、市民の意識とその活動のあり方が最大の課題となる。

市民が東海地震を正しく受けとめ、これに対する的確な行動がとれるように平常時から広報及び教育を行い、地震に関する知識と防災対策を啓発指導する。

第1 広報

(行政経営部・総務部・調布消防署)

地震予知を防災に正しく活かすため、平常時から警戒宣言の内容、東京の予想震度、警戒宣言時にとられる防災措置の内容等を広報し、警戒宣言時の社会的混乱の防止と災害発生に伴う被害の軽減を図る。

1 広報の基本的流れは、以下の3つに区分し、広報する

- (1) 平常時
- (2) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで
- (3) 警戒宣言が発せられたときから災害発生まで

2 広報の内容は、下記事項について実施する

- (1) 東海地震について
- (2) 警戒宣言の内容
- (3) 調布市の予想震度及び被害程度
- (4) 市民のとるべき措置(第1部第2章(8)「市民・事業所のとるべき措置」参照)
- (5) 事業所のとるべき措置(第1部第2章(8)「市民・事業所のとるべき措置」参照)
- (6) 警戒宣言時に防災機関がとるべき措置

主な例を示すと次のとおりである。

- ア 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
 - (ア) 通勤電車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
 - (イ) 警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
 - (ウ) その他防災上必要な事項
- イ 道路交通の混乱防止のための広報
 - (ア) 警戒宣言時の交通規制の内容
 - (イ) 自動車利用者への自粛の呼びかけ
 - (ウ) その他防災上必要な事項
- ウ 電話の輻輳による混乱防止のための広報
 - (ア) 警戒宣言時等の電話利用の自粛
 - (イ) 回線の輻輳と規制の内容
- エ 買出しによる混乱防止のための広報
 - (ア) 生活関連物資取扱店の営業
 - (イ) 生活物資の流通状況と買い急ぎの必要のないこと。
- オ 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報
 - 金融機関の営業と急いで引き出しをする必要のないこと。
- カ その他の広報
 - 電気、ガス等の使用上の注意

3 広報の方法

市の広報紙やホームページ、メール等のほか、各防災機関が各種印刷物等により広報を実施する。

第2 教育指導事項

(総務部・教育部・調布消防署・調布警察署)

1 児童・生徒等に対する教育

学校等において、次の事項について関係職員、児童・生徒等に対する地震防災教育を実施し、保護者に対して連絡の徹底を図る。

(1) 教育指導事項

- ア 東海地震に関する基本事項
- イ 教職員の役割分担
- ウ 警戒宣言時の臨時休校の措置
- エ 児童・生徒等の下校時等の安全措置
- オ 学校に残留する児童・生徒の保護方法
- カ その他の防災措置

(2) 教育指導方法

- ア 児童・生徒に対しては、震災対策補助教材「地震と安全」に東海地震対策を盛り込み防災教育を行う。
- イ 教職員に対しては、研修の機会を通じて地震防災の教育を行う。
- ウ 保護者に対しては、PTA等の活動を通して周知徹底を図る。

2 地域住民に対する指導

市及び防災関係機関は、それぞれが開催する各種防災講演会等を通じ、東海地震の基本的事項、警戒宣言の内容、市民及び防災市民組織がとるべき措置等について防災教育を行う。

3 自動車運転者に対する教育

都公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合に、運転手が適正な行動をとれるよう、事前に次の事項について教育指導を行う。

- (1) 教育指導事項
 - ア 東海地震に関する基本的事項
 - イ 道路交通の概況と交通規制の実施方法
 - ウ 自動車運転手のとるべき措置
 - エ その他の防災措置等
- (2) 教育指導の方法
 - ア 運転免許更新時の講習
 - イ 安全運転管理者講習
 - ウ 自動車教習所における教育・指導

第3節 事業所に対する指導

警戒宣言が発せられた場合の混乱防止等については、事業者の果す役割が非常に大きい。このため、事業所に対して、消防計画等の作成等の指導を行う。

1 対象事業所

(調布消防署・多摩府中保健所・健康安全研究センター)

(1) 一般事業所

機関名	対 象 事 業 所
調布消防署	1 消防法及び東京都火災予防条例により消防計画等を作成することとされている事業所 2 東京都震災予防条例により防災計画を作成することとされている事業所

(2) 特定事業所

機関名	対 象 事 業 所
多摩府中保健所 健康安全研究センター	毒物，劇物取締法の適用事業所

2 事業所指導の内容

(調布消防署・多摩府中保健所・健康安全研究センター)

(1) 調布消防署

警戒宣言発令時の対応措置に関して消防計画，共同防火管理協議事項，予防規定及び事業所防災計画において次の項目について検討し，定めておくよう指導する。

- ア 防災体制の確立
 - 自衛消防組織の編成，警戒本部の設置及び防災要員の配備
- イ 情報の収集伝達等
 - (ア) テレビ，ラジオ等による情報の把握
 - (イ) 顧客，従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達
 - (ウ) 本社，支社間等の通信連絡手段の確保
 - (エ) 百貨店等の不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止

第4部 東海地震に係る警戒宣言に伴う対応措置

第3章 事前の備え

- (オ) 顧客，従業員等に対する安全の確保
- ウ 安全対策面からの営業の方針
 - (ア) 劇場，映画館，超高層ビル等，不特定多数の者が利用する施設における営業の中止又は自粛
 - (イ) 近距離通勤者に対する徒歩帰宅
 - (ウ) その他消防計画等に定める事項の徹底
- エ 出火防止及び初期消火
 - (ア) 火気使用設備器具の使用制限
 - (イ) 危険物，薬物等の安全措置
 - (ウ) 消防用設備等の点検
 - (エ) 初期消火態勢の確保
- オ 危害防止
 - 商品，設備器具等の転倒，落下防止措置
- (2) 多摩府中保健所・健康安全研究センター
 - 毒物・劇物施設，毒物劇物業務上取扱者に対して，次の対応措置について指導する。
 - ア 貯蔵施設等の緊急点検
 - イ 巡視
 - ウ 充填作業，移し替え作業等の停止
 - エ 落下，転倒等による施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置
 - オ 警戒宣言，地震予知情報の収集，伝達
 - カ 休日夜間等の保安要員の確保

第4節 防災訓練

警戒宣言時において、その地域における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言の情報伝達体制の確立に重点を置く合同防災訓練が必要となるが、その実施方法等は次のとおりである。

区分	機関名	内 容
総合防災訓練	市各部・防災関係機関	<p>警戒宣言時において、市は、その地域における防災機関として、迅速かつ的確な防災措置を講ずる責務がある。</p> <p>このため、警戒宣言時における防災活動の円滑を期するため、特に住民に対する情報伝達に重点を置いた訓練のための必要な組織及び実施方法等に関する計画を定め、平常時からあらゆる機会をとらえて訓練を実施し、実践的能力の向上に努める。</p> <p>1 参加機関</p> <p>(1) 調布市 (3) その他防災関係機関</p> <p>(2) 消防署, 警察署, 消防団 (4) 住民, 関係団体</p> <p>2 訓練項目</p> <p>(1) 非常招集訓練 (3) 情報伝達訓練</p> <p>(2) 本部運営訓練 (4) 現地訓練</p>
警備・交通対策訓練	調布警察署	<p>警戒宣言に伴う混乱を防止するため防災関係機関、地域住民及び事業所等と協力して合同訓練を行う。</p> <p>1 参加機関</p> <p>(1) 防災関係機関 (2) 調布市 (3) 地域住民及び事業所等</p> <p>2 訓練項目</p> <p>(1) 部隊の招集・編成訓練 (4) 通信訓練</p> <p>(2) 交通対策訓練（低速走行訓練を含む。） (5) 部隊配備運用訓練</p> <p>(3) 情報収集伝達訓練</p> <p>3 実施回数及び場所</p> <p>毎年1回以上実施するものとし、場所はその都度決定する。</p>
消防訓練	調布消防署	<p>警戒宣言時における迅速、的確な防災体制の確立を図るため、次により訓練を行う。</p> <p>1 参加機関</p> <p>(1) 消防団 (3) 調布消防ボランティア</p> <p>(2) 住民及び事業所 (4) その他関係機関</p> <p>2 訓練内容</p> <p>(1) 非常収集命令伝達訓練 (6) 本部等運用訓練</p> <p>(2) 参集訓練 (7) 部隊編成及び部隊運用訓練</p> <p>(3) 初動措置訓練 (8) 住民及び事業所が参加する訓練</p> <p>(4) 情報収集訓練 (9) 防災関係機関と連携した訓練</p> <p>(5) 通信運用訓練</p> <p>3 実施回数及び場所</p> <p>必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。</p>

区分	機関名	内 容								
その他防災関係機関	東京電力パワーグリッド(株) 武蔵野支社	<p>防災業務計画に定める防災訓練にあつては、警戒宣言が発せられた場合を想定した情報連絡及び災害対策用資機材の整備・点検を主たる内容とし、防災訓練を年1回以上実施する。</p> <p>市防災会議が実施する総合防災訓練に参加する。</p>								
	東京ガス(株)	<p>地震防災に係る措置を円滑に実施するため、地震防災訓練を年に1回以上実施する。</p> <p>訓練内容は、次のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>1 東海地震予知情報及び警戒宣言の伝達</td> <td>5 資機材等の点検</td> </tr> <tr> <td>2 非常体制の確立</td> <td>6 事業所間の連携</td> </tr> <tr> <td>3 工事の中断等</td> <td>7 警戒解除宣言に係る措置</td> </tr> <tr> <td>4 ガス工作物の巡視、点検等</td> <td>8 需要家等に対する要請</td> </tr> </table>	1 東海地震予知情報及び警戒宣言の伝達	5 資機材等の点検	2 非常体制の確立	6 事業所間の連携	3 工事の中断等	7 警戒解除宣言に係る措置	4 ガス工作物の巡視、点検等	8 需要家等に対する要請
	1 東海地震予知情報及び警戒宣言の伝達	5 資機材等の点検								
	2 非常体制の確立	6 事業所間の連携								
	3 工事の中断等	7 警戒解除宣言に係る措置								
4 ガス工作物の巡視、点検等	8 需要家等に対する要請									
京王電鉄(株)	<p>防災対策に従事する従業員に対し、防災対策に必要な次の訓練を年1回以上実施する</p> <table border="0"> <tr> <td>1 非常招集訓練</td> <td>3 旅客誘導案内訓練</td> </tr> <tr> <td>2 情報連絡訓練</td> <td>4 各担当業務に必要な防災訓練</td> </tr> </table> <p>また、関係自治体、警察署、消防署等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、地震防災に関する知識、技能の習得を図る。</p>	1 非常招集訓練	3 旅客誘導案内訓練	2 情報連絡訓練	4 各担当業務に必要な防災訓練					
1 非常招集訓練	3 旅客誘導案内訓練									
2 情報連絡訓練	4 各担当業務に必要な防災訓練									
NTT東日本	<p>1 強化地域内の組織は、大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。</p> <p>(1) 警戒宣言等の伝達</p> <p>(2) 非常召集</p> <p>(3) 警戒宣言前の準備行動及び警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置</p> <p>(4) 大規模地震発生時の災害応急対策</p> <p>(5) 避難及び救護</p> <p>(6) その他必要とする事項</p> <p>2 総合防災訓練への参加</p> <p>中央防災会議、或いは都道府県、市町村防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。</p>									
そ防の災他機の関	<p>警戒宣言時の対応措置の円滑化を図るため、年1回以上防災訓練を実施する。</p>									

第4章 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

(行政経営部・総務部・市各部・消防団・調布警察署・調布消防署・京王電鉄株
・NTT東日本ー東京・その他防災機関)

東海地震に関する調査情報及び注意情報は、観測データの変化から段階的に気象庁から発表される。

本編においては、これらの情報に応じて実施すべき措置について定める。

第1節 東海地震注意情報の伝達

東海地震注意情報が発表された場合、各防災機関は速やかに警戒宣言に備え、活動準備態勢に入る必要がある。

このため、ここでは東海地震注意情報の伝達に関し必要な事項を定める。

1 関係機関への伝達系統

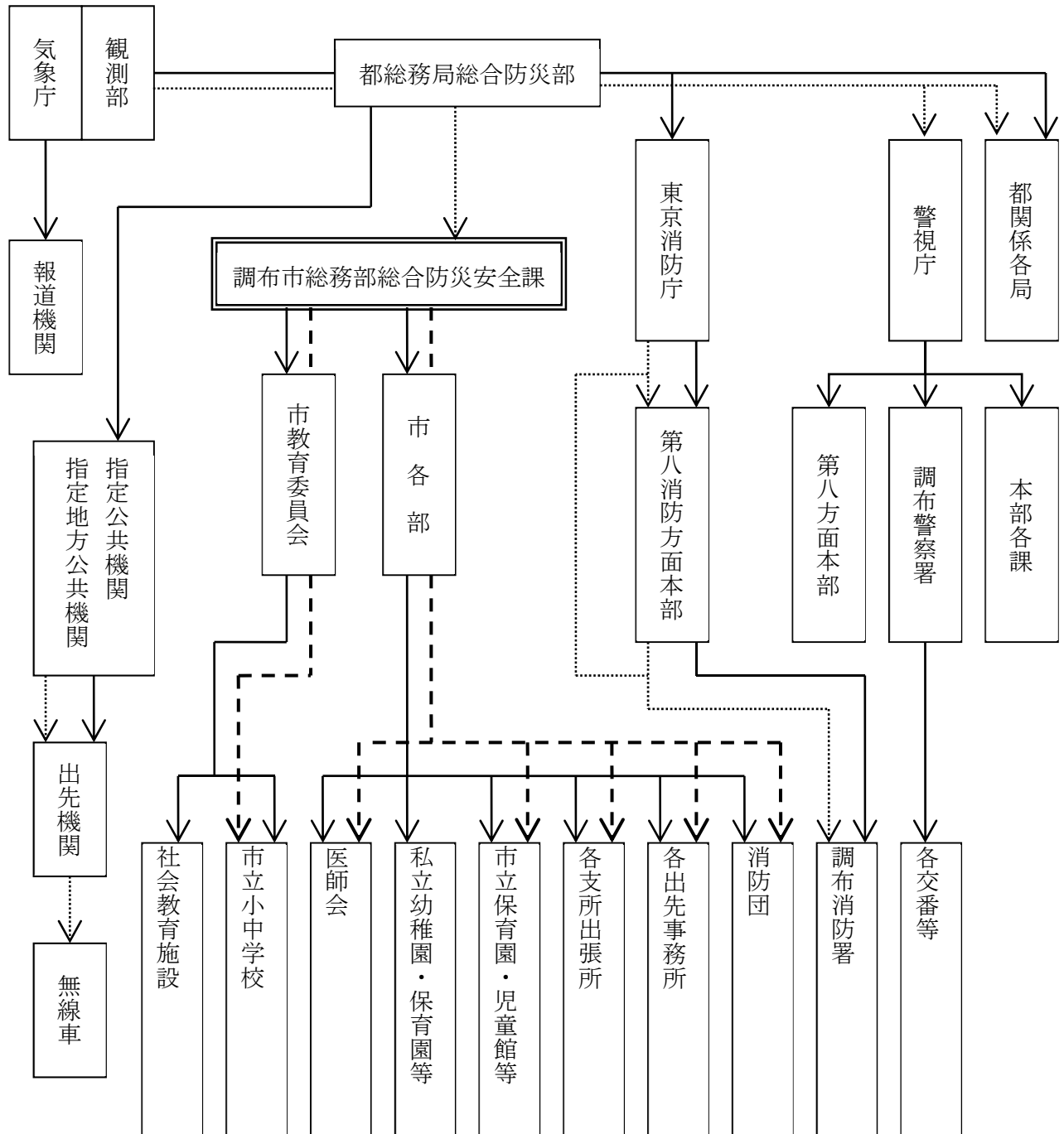
(総務部・その他防災関係機関)

東海地震注意情報の伝達経路及び伝達方法は次のとおりとする。

また、各機関内部の伝達系統については、各々の機関で定めておくものとする。

第4部 東海地震に係る警戒宣言に伴う対応措置

第4章 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置



凡例	————	有線又は口頭
	- - - -	無線（市独自系）
	無線（他機関係）

2 伝達態勢

(危機管理担当部長・市各部・調布警察署・調布消防署・その他防災機関)

各機関の伝達態勢は、次のとおりである。

機関名	内 容
市	1 危機管理担当部長（不在の場合は総務部総合防災安全課長）は、都総務局から東海地震注意情報の連絡を受けた場合は、ただちに市長，副市長，教育長（災害対策本部長及び副本部長），各部長（災害対策本部員）及び消防団長等に伝達する。 2 各部長は，部内各課長へ伝達するとともに，出先事業所，学校，幼稚園，保育園，及び社会福祉施設等へ伝達する。 3 各課長は，一般職員（全員）に伝達する。 4 一般市民へは，原則として報道機関を通じて伝達するが，混乱防止の上で特に必要と認められた場合は，冷静な行動を促す広報を行う。ただし，報道解禁後行うものとする。 5 各部は，特に伝達が必要と認められる関係機関，団体等に対しては報道開始後に行うものとする。
調布警察署	警視庁から東海地震注意情報を受けたときは，ただちに無線又は一斉通報により交番等へ伝達する。
調布消防署	東京消防庁から，東海地震注意情報が伝達された場合は，ただちに緊急情報伝達システム等により，全職員に伝達する。
その他の防災機関	都総務局から東海地震注意情報の通報を受けたときは，ただちに各部及び出先機関に伝達するとともに，必要な関係機関，団体等へ伝達する。

(注) 各防災機関は，関係機関，団体等に伝達する場合は，原則として報道機関の報道開始後に行うものとする。

3 伝達事項

(総務部・各防災機関)

- (1) 市及び各防災機関は，東海地震注意情報を伝達するほか，必要な活動態勢及び緊急措置をとることを合わせて伝達する。
- (2) 注意情報の解除を伝える発表がされた場合は，活動態勢及び緊急措置を解除するよう速やかに伝達する。

第2節 活動態勢

東海地震注意情報を受けた場合、市及び各防災機関は、災害対策本部等の設置準備のための必要な態勢をとるとともに、社会的混乱の発生に備え防災体制をとるものとする。

第1 市，消防団，調布警察署，調布消防署

機関名	内 容
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 調布市災害対策本部の設置準備 市は東海地震注意情報に接した場合、ただちに情報連絡態勢をとるとともに、市災害対策本部の設置準備に入る。 2 職員の参集 職員の参集は、情報連絡態勢をとる。 なお、参集伝達は職員参集メール又は各部課で定める情報伝達網により指示するものとする。 3 東海地震注意情報発表時の所掌事務 市災害対策本部が設置されるまでの間、市総務部総合防災安全課が関係機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。 (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報その他防災上必要な情報の収集伝達 (2) 社会的混乱防止のための広報 (3) 都及び関係防災機関との連絡調整
調布警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備本部の設置 東海地震注意情報を受けた時点で、現場警備本部を設置し、指揮態勢を確立する。 2 警備要員の自主参集 警備要員は、東海地震注意情報に基づく招集命令を受けたとき、又は東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは速やかに自所属に参集する。
調布消防署	<p>東海地震注意情報の発表に伴い、震災警戒第二態勢が発令された場合は、次の対応を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全消防職員の非常招集 2 署隊本部機能の強化 3 情報収集体制の強化 4 関係機関への職員派遣 5 救急医療機関情報の収集 6 高所見張員の派遣 7 各種資器材の増強 8 特設小隊の編成 9 多数の客、勤務員等を収容する事業所への対策、措置の指導勧告 10 出火防止、初期消火等の広報実施
調布市消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 震災警戒態勢の発令 2 全消防団員の非常招集 3 震災消防活動部隊の編成 4 団本部、分団本部の活動体制の強化 5 震災消防活動計画、対策資料の準備

第2 防災機関等

(京王電鉄(株)・NTT東日本・その他の機関)

機関名	内 容
京王電鉄(株)	東海地震の注意情報を受けた関係者は、警戒宣言の発令に備え指定された場所に出動するものとする。
NTT東日本	1 東海地震注意情報若しくは警戒宣言が発せられた場合、本社及び支社・支店等において非常体制を発令する。 非常体制が発令された場合は、速やかに地震災害警戒本部、又はこれに準ずる警戒本部等を設置する。 2 警戒本部等に必要な要員については、非常召集伝達の経路、交通状況の運行状況等を勘案し、参集体制に基づき、短時間に可能な限り必要要員を確保するものとする。
その他の機関	東海地震注意情報を受けた場合、各防災機関は要員を非常召集し、待機態勢をとるものとする。

第3節 東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

(行政経営部・総務部)

注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会によるデータ分析を行っている時期であるから、住民の冷静な対応が望まれるところである。したがって、この時期の広報内容については、原則として、テレビ・ラジオ等により住民に冷静な対応を呼びかける広報を行う。

なお、各現場で混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災機関において、必要な対応及び広報を行う。

第4節 注意情報時の混乱防止措置

(総務部・調布警察署・NTT東日本)

機関名	内 容
市	対応措置の内容 1 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表 2 各防災機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進 3 その他必要事項
調布警察署	主要駅等の警備 東海地震注意情報発表後あらゆる手段を用いて、正確な情報の収集に努め、混乱が予想される駅及び混乱が発生した駅等に部隊を配備する。
NTT東日本	警戒宣言の発出、若しくは地震災害に関する各種情報の報道等により、電気通信のそ通が著しく困難となった場合には、「重要通信のそ通確保」に定めるところにより、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織において、地震防災応急対策の実施上重要な通信を確保するため、利用制限等臨機の措置をとる。

第5章 警戒宣言時の対応措置

(総務部・行政経営部・生活文化スポーツ部・環境部・都市整備部・市各部・調布警察署・調布消防署・調布市医師会・調布市歯科医師会・多摩府中保健所・関東地方整備局・中日本高速道路(株)・都建設局・京王電鉄(株)・東京バス協会・東旅協・都個人タクシー協会・学校等・NTT東日本・東京電力パワーグリッド(株)武蔵野支社・東京ガス(株)・関東財務局・日本銀行・調布郵便局・調布市薬剤師会・その他の防災機関)

東海地震が発生するおそれがあると認められた場合には、東海地震予知情報が発表され、内閣総理大臣は地震防災応急対策を緊急に実施する必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは警戒宣言を発する。また、本情報の解除を伝える場合にも発表される。

本章においては、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで、又は警戒宣言が解除されるまでの間にとるべき対応措置について定める。

第1節 活動態勢

第1 市の活動態勢

1 市災害対策本部の設置

市長は警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は災害対策基本法第23条の規定に基づき、市災害対策本部を設置する。

2 市災害対策本部の設置場所

市災害対策本部は、文化会館たづくり西館3階に置く。

3 市災害対策本部の組織

市災害対策本部の組織は、災害対策基本法、調布市災害対策本部条例、同施行規則等の定めるところによる(第2部第4章第5節<応急対策>1「災害対策本部の体制」参照)。

4 市災害対策本部の所掌事務

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
- (2) 社会的混乱の発生防止及び混乱回避対策等の決定
- (3) 生活物資等の動向及び調達準備体制の決定
- (4) 防災機関の業務に係る連絡調整
- (5) 住民への情報提供

5 配備態勢

警戒宣言時における市災害対策本部の配備態勢は、第2部第4章第5節<応急対策>2「職員の非常配備態勢」に定める第1非常配備態勢(レベル1)とする。

第2 防災機関等の活動態勢

- 1 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、警戒宣言が発せられた場合、市地域防計画の定めるところにより、防災対策を実施する。
また、市及び都が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事項について適切な措置をとるものとする。
- 2 指定地方行政機関等は上記1の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとする。
- 3 市の区域内の公共的団体又は防災上重要な施設の管理者は、本計画に定めるところにより防災対策を実施するとともに、市及び都が実施する防災対策が円滑に行われるよう協力するものとする。

第3 相互協力

- 1 警戒宣言時において単一の防災機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、各防災機関は平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力態勢を確立しておくものとする。
- 2 防災機関等の長及び代表者は、市に対し応急措置の実施を要請し若しくは応援を求めようとするとき、又は都若しくは他の防災機関等の応援のあっ旋を依頼しようとするときは、市災対本部事務局に対して、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日あらためて文書により処理するものとする。
 - (1) 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあっ旋を求める理由）
 - (2) 応援を希望する機関名（応援のあっ旋を求めるときのみ）
 - (3) 応援を希望する物資、資材、器具等の品物及び数量
 - (4) 応援を必要とする日時、時間
 - (5) 応援を必要とする場所
 - (6) 応援を必要とする活動内容
 - (7) その他必要な事項

第2節 警戒宣言

各防災機関は警戒宣言及び地震予知情報が発せられた場合は、関係機関に迅速かつ的確に伝達するとともに住民に対する広報を緊急に実施する必要がある。

第1 警戒宣言の伝達等

（総務部・他防災関係機関）



1 伝達系統

警戒宣言及び東海地震予知情報等伝達経路・伝達方法については、第4部第4編第1章「東海地震注意情報の伝達」と同様の取り扱いとする。

2 伝達態勢

機関名	内 容
市	1 市は、都総務局から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、ただちにその旨を市内各部課、出先事業所等に伝達するとともに、市教育委員会等を通じて市立小・中学校へ伝達する。 2 一般住民に対しては、警察署、消防署の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号(下図参照)ならびに広報車及び防災行政無線等の活用により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。
調布警察署	1 警視庁から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、ただちに警察電話、警察無線等により交番等へ伝達する。 2 市に協力し、パトカー等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。
調布消防署	1 東京消防庁から警戒宣言の発令が伝達されたときは、ただちに緊急情報伝達システム等により、全職員に伝達する。 2 市と協力し、消防車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民へ伝達する。
調布市医師会 調布市 歯科医師会	市から通報を受けたときは、ファクシミリ及び有線電話により、会員へ伝達する。
調布市 薬剤師会	市から通報を受けたときはファクシミリ及び有線電話により、会員へ伝達する。
その他の 防災機関	市又は都総務局から通報を受けたときは、ただちに部内各部課及び出先機関へ伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関、団体、事業所及び施設利用者に周知する。

【防災信号（サイレン）のパターン】

警 報	サイレン
(5点) 	(約45秒)  (15秒)
備考1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

3 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言の内容
- (2) 調布市における予想震度
- (3) 防災対策の実施の徹底
- (4) その他特に必要な事項

第2 警戒宣言時の広報

(総務部・行政経営部)

警戒宣言が発せられた場合、地震に備えての防災措置が実施される一方、駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の輻輳などの混乱も考えられる。

これらに対処するため、各防災機関や市は広報活動を積極的に実施する。

なお、各現場で混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災機関において、必要な対応及び広報を行うとともに、市災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた市災害対策本部等は、必要情報を速やかに市民へ広報するものとする。

1 広報

(1) 調布市の広報

市は警戒宣言が発せられたときは、各防災機関と密接な連絡のもとに次の事項を中心に広報活動を行う。

なお、特に重要な広報は、あらかじめ定めておくものとする。

ア 広報項目

- (ア) 警戒宣言の内容の周知徹底
- (イ) それぞれの地域に密着した各種情報の提供と的確、かつ冷静な対応の呼びかけ
- (ウ) 防災措置の呼びかけ
- (エ) 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

イ 広報の実施方法

防災行政無線、広報車及び防災市民組織等を通じて広報活動を行うものとする。

(2) 各防災機関の広報

ア 広報項目

住民及び施設利用者に対する広報項目を定めるが、その主なものは次のとおりである。

- (ア) 住民及び施設利用者に対する警戒宣言内容の周知徹底
- (イ) 各防災機関の措置状況並びに住民及び施設利用者に対する協力要請

イ 広報の実施方法

- (ア) 各機関は広報責任者、従業員、顧客、市民等に対する情報伝達の方法を具体的に定めておく。
- (イ) この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に具体的に定めておく。
- (ウ) 顧客等への伝達は、反復継続して行うものとする。
- (エ) 広報文はあらかじめ定めておくものとする。

第3 報道機関への発表

(都・警視庁・東京消防庁)

都、警視庁、東京消防庁は、警戒宣言時において、住民、事業所等が社会的混乱防止と地震に備えて措置が実施できることを目的として報道機関に対して、各機関の対応状況、混乱発生等、各種情報提供を行うこととしている。

第4 放送機関の対応措置

(各放送機関)

各ラジオ・テレビの放送機関においては、警戒宣言が発せられた場合、対策本部を設置して、通常番組を中断して、主として次の特別放送を行うこととしている。

- 1 警戒宣言、地震予知情報の内容
- 2 地震による震度、津波の予想
- 3 機関の対応状況
- 4 各地域における動向と対応状況
- 5 住民、事業所へ混乱防止及び防災措置の呼びかけ
- 6 その他必要な情報の提供

第3節 消防・危険物対策

第1 消防対策

(調布消防署)

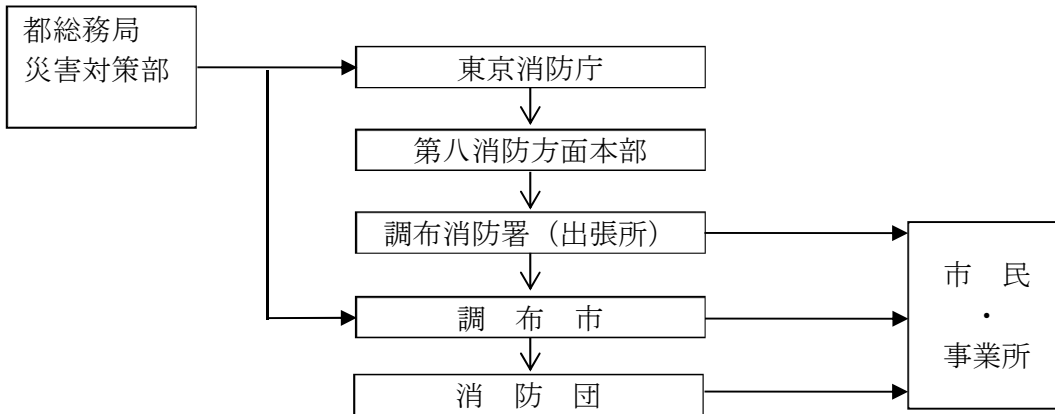
1 活動体制

注意報情報発表時から引き続き震災警戒態勢下において、次の対策をとる。

- (1) 全消防職員の非常招集
- (2) 部隊の編成
- (3) 関係機関への職員の派遣
- (4) 情報収集体制の強化
- (5) 資機(器)材の増強
- (6) 広報車による出火防止広報
- (7) 高所見張員の派遣
- (8) 出火防止、初期消火等の市民指導
- (9) 警戒派遣箇所3箇所開設
 - ア 調布ヶ丘地域福祉センター
 - イ 下石原地域福祉センター
 - ウ 入間地域福祉センター
- (10) その他消防活動上必要な情報の収集

2 情報連絡態勢の確立

【地震予知情報等の伝達ルート等】



(注)市民、事業所に対しては、サイレン、広報車等により、他の防災機関と協力し、情報等を伝達する。

3 市民（事業所）に対する呼びかけ

対象	事項	内容
市民	情報の把握	テレビ、ラジオや警察、消防、市役所等からの情報に注意
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理整頓の確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
	危害防止	1 家具類、ガラス等の安全確保 2 ブロック塀、門柱・看板等の倒壊、落下防止措置
事業所		警戒宣言時は、事業所に対して、事業所間における通信連絡手段を活用し、消防計画等にあらかじめ定められている警戒宣言発令時の対応措置に基づき、速やかに対応を図るよう呼びかけを行う。

第2 危険物対策

(調布消防署・都福祉保健局・調布警察署)

1 石油类等危険物の取扱施設

機関名	内容
調布消防署	予防規定又は事業所防災計画に基づき対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。 1 操業の停止又は制限 2 流出拡散防止資機(器)材等の点検、配備 3 緊急遮断装置等の点検、確認 4 火気使用の中止又は制限 5 消防用設備等の点検、確認

2 化学薬品等取扱施設

機関名	内 容
調 布 消防署	<p>学校，病院，研究所等の事業所に対して，消防計画により対応を図るほか，災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 転倒，落下，流出拡散防止等の措置 2 引火又は混合混触等による出火防止措置 3 化学薬品等の取扱の中止又は制限 4 火気使用の中止又は制限 5 消防用設備等の点検，確認

3 毒物・劇物取扱い施設

機関名	内 容
都 福祉保健局	<p>毒物劇物営業者等に対して，次の事項について，各営業所が確実に実施するよう要請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 貯蔵施設等の緊急点検 2 巡視の実施 3 充てん作業，入れ替え作業等の停止 4 落下，転倒等による施設の損壊防止のため特に必要がある応急安全措置 5 警戒宣言関連情報の収集

4 危険物輸送

機関名	内 容
調 布 警察署	<p>警戒宣言が発せられた場合，危険物に対する被害発生を防止するため，次の対策を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 危険物取扱業者等に対する製造，取扱い及び搬送の抑制についての協力要請 2 危険物及び保管施設に対する警戒強化
調 布 消防署	<p>消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所等に対し，災害防止の観点から次の応急措置を検討・実施するよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 出荷，受入れを制限するか又は停止させる。 2 輸送途中車両における措置の徹底

第4節 警備・交通対策

第1 警備対策

(調布警察署)

機関名	内 容
調布警察署	<p>1 警備部隊の編成 警察署長は調布警察署管内の警備事案に対処するため、警察署部隊を編成する。</p> <p>2 警備部隊の配備 混乱のおそれのある駅、ターミナル、主要交差点等の実態を考慮し、必要により部隊を重点等に配備する。</p> <p>3 治安維持活動 次の点に重点を置いた活動を行い、住民に不安を与える事案及び混乱を初期段階で防止する。</p> <p>(1) 市内の実態把握</p> <p>(2) 正確な情報の収集及び伝達を図り、住民の不安要因の解消</p> <p>(3) 不法事案の予防及び取締り</p>

第2 交通対策

(調布警察署)

1 交通対策の基本

警戒宣言発令時における交通対策は、道路交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、関係防災機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図り、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行う。

基本事項	<p>1 都内の車両の走行は、できる限り抑制する。</p> <p>2 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。</p> <p>3 非強化地域方向から流入する車両は、できる限り抑制する。</p> <p>4 緊急交通路は、優先的にその機能を確保する。</p>
------	--

2 運転手等のとるべき措置

警戒宣言時に、運転手等のとるべき措置の周知徹底に努める。

(1) 走行中の運転手のとるべき措置

- ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、走行速度を高速自動車国道では時速40km、一般道路（首都高速道路を含む。）では時速20kmに減速すること。
- イ カーラジオ等で地震情報・交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動する。
- ウ 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しない。
- エ バス、タクシー及び市民生活上、走行が必要とされる車両は、あらかじめ定めている計画等に従って、安全な方法で走行する。
- オ 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行する（前章第2節参照）。
- カ 現場警察官等の指示に従う。

(2) 駐車中の運転手のとるべき措置

- ア 道路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後はできる限り使用しない。
- イ 道路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地などに移動する。やむを得ずそのまま道路上に継続して駐車するときは、道路の左側に寄せエンジンを切る。なお、エンジンキーはつけたままにして窓を閉め、ドアはロックしない。

ウ 車両による避難の禁止

警戒宣言が発せられても原則として避難する必要はないが、万一避難を要する場合でも車両は使用しない。

3 交通規制

(1) 警戒宣言が発令された場合は、次の規制を行う(資料編70参照)。

ア 都県境

神奈川県と都県境においては、流出する車両については、原則として規制を行い、都内に流入する車両については混乱を生じない限り規制は行わない。

イ 環状七号線の内側の道路

都心に向かう車両は極力制限する。

ウ 緊急交通路

第一京浜、第二京浜、中原街道、目黒通り、甲州街道、川越街道、中仙道、北本通り、日光街道、水戸街道、蔵前橋通り、京葉道路及び東京環状線(国道16号)の13路線については、必要に応じて車両の通行を制限する。

エ 高速自動車国道・首都高速道路

状況により車両の流入を制限する。都県境においては、前記アの交通規制に準ずる。

(2) 状況に応じて、交通規制の見直しに配慮する。

4 交通対策の実施

警戒宣言発令後速やかに警察官を都県境、主要交差点等に配置し、かつ、必要により交通検問所を設置する。

5 緊急通行車両等の確認等

現場警備本部長及び交通機動隊長は、警察署、隊本部、緊急交通路の起・終点、交通要点に設ける交通検問所等において、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。

資料編 70：警戒宣言時における交通規制図

第3 道路管理者等のとるべき措置

(関東地方整備局・中日本高速道路(株)・都建設局・都市整備部)

機関名	内 容
関東地方整備局	<p>道路施設に関する対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言等が発せられた場合、その内容を考慮し、被災が予想される地域にあつてはパトロールカーを適切な位置に配置し、重点箇所等の道路状況の把握に努める。 2 地震発生危険性を考慮し、工事中の箇所については、原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴い必要な補強落下防止等の保全措置を講ずるものとする。 3 防災設備の点検整備を実施する。
中日本高速道路(株)	<p>警戒宣言が発せられた場合には、道路状況の把握に努めるとともに、次のような措置をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都公安委員会が行う車両の強化地域方面への流入の制限等にかかる措置等に協力する。 2 関係機関が行う車両の抑制に係る措置等に協力する。 3 道路利用者に対し、必要な緊急広報の実施に努める。 4 地震発生に備え、自家発電装置、予備電源並びに道路管理用通信施設の点検等に努める。 5 工事中の箇所については、原則として工事中の措置をとるものとし、必要に応じて補強、落下防止等の保全措置を講ずる。
都建設局	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた場合は、地震発生時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について点検を実施する。 2 工事中の道路の安全対策 緊急時に即応できるよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立するとともに、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。 3 防災設備の点検整備を実施する。
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた場合は、関係防災機関と連絡を保ち、避難道路、緊急啓開道路等を重点に点検を行い、地震災害発生時に交通障害となるおそれのある道路の保全に努める。 2 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるよう、原則として工事を中止し、保安対策を実施し、緊急車両の円滑な通行を確保する。

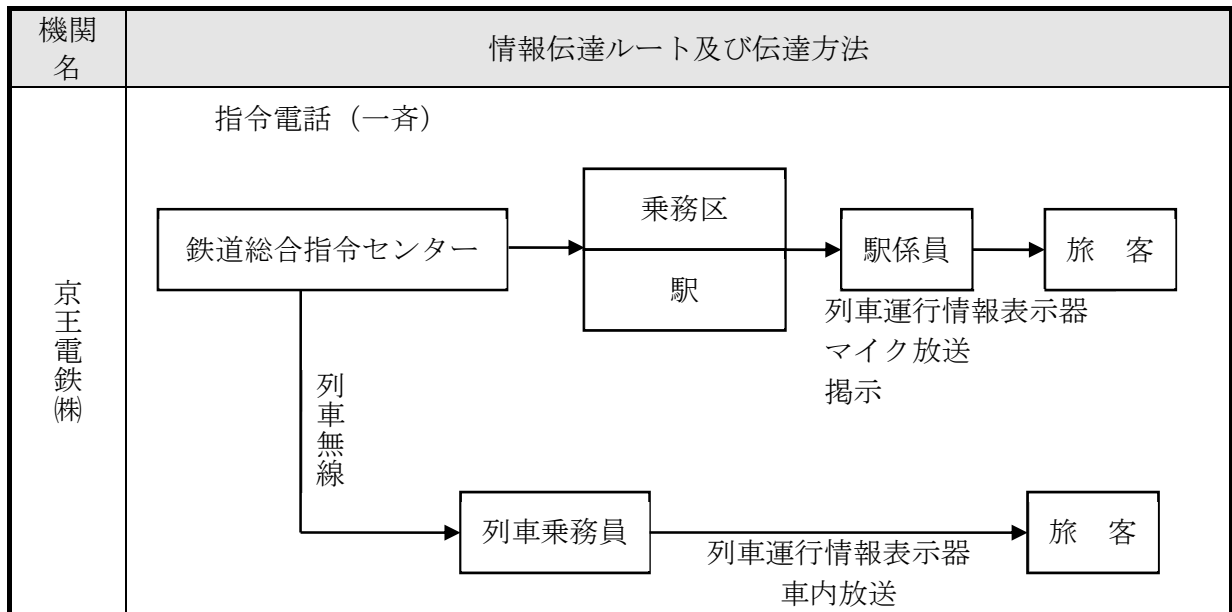
第5節 公共輸送対策

第1 鉄道対策

(総務部・調布消防署・京王電鉄株)

1 情報伝達

東海地震の注意情報及び地震予知情報が出された際は、次の方法及びルートで列車及び駅並びに乗客等に伝達する。



2 列車運行措置

(京王電鉄株)

(1) 運行方針

防災関係機関，報道機関及びJR各社との協力のもとに，地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

(2) 運行措置

警戒宣言当日	翌日以降
<p>警戒宣言が発せられたときは，あらかじめ定められた運転方式（減速運転）に変更し，安全を確保する。</p> <p>また，旅客等による混乱又は同業他社の運転中止などにより，安全の確保が困難と思われる事態が発生した場合は，列車の運行を中止するものとする。</p>	<p>あらかじめ定められた運転方式(地震ダイヤ)によるものとする。</p> <p>なお，輸送量によっては地震ダイヤを変更する。</p>

3 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合，乗客が一度に駅に集中し，大混乱が発生することが予測される。この場合，混乱による被害が発生するとともに，列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。

このため，各機関において，乗客の集中を防止するため次の措置をとる。

機関名	内 容
市	1 平常時から，市民に対して，時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。 2 警戒宣言時において，鉄道機関及び調布警察署からの情報をもとに都内の列車の運転状況等を広報するとともに，事業所に対して極力平常どおりの勤務，退社させる場合の時差退社，近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかける。
調布消防署	平常時から，各事業所に対して，営業方針や任務分担による出社の判断，帰宅困難者となる従業員等の対策について指導を行う。
京王電鉄(株)	1 報道機関に対して，列車の運行状況等の情報提供を行い，混雑緩和への協力要請を行う。 2 旅客の安全確保を図るため，次の措置を行う。 (1) 状況により本社員の応援動員を行う。 (2) 各駅との連絡調整及び状況に応じた列車の運行調整を行う。 (3) 放送，掲示等による案内や混雑状況に応じて改札規制を実施する。 (4) 駅構内営業の中止等，必要な措置を講じる。

第2 バス・タクシー等対策

(東京バス協会・東京ハイヤ・タクシー協会・都個人タクシー協会)

1 情報伝達

乗務員は，防災信号(サイレン)，ラジオ及び警察官等から，警戒宣言が発せられたことを知ったときは，ただちに旅客に伝達する。

2 運行措置

機関名	内 容
東京バス協会	1 路線バス (1) 運行方針 防災関係機関の協力のもとに地域の実情に応じた，可能な限りの運行を行う。 (2) 運行計画 ア 警戒宣言が発せられたときは，減速走行（一般道路時速20km，高速道路時速40km）を行う。 イ 減速走行及び交通渋滞等により，ダイヤが遅延した場合，その状況に応じて運行本数削減の措置を取る。 ウ 危険箇所等を通過する路線については，運行中止，折り返し回等事故防止のため適切な措置をとる。 エ 翌日以降については，上記ア～ウにより運行するが，交通状況の変化等に応じた措置をとる。 オ 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は，運行を中止する場合がある。 2 貸切バス 貸切バスについては，必要やむを得ないものを除き，運行を中止するが，この場合において，旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。
東旅協	タクシー・ハイヤーは，防災関係機関の協力のもとに，地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。 この場合，減速走行（一般道路20km/h，高速道路40km/h）を行う。
都個人タクシー協会	

第6節 学校、病院、福祉施設対策

第1 学校等

(幼稚園、保育園、補助対象認可外施設、小・中学校、専修・各種学校)

1 在校時

- (1) 警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業（保育）を打切り、警戒宣言の解除まで臨時休業の措置をとる。
- (2) 警戒宣言が発せられた後、児童・生徒等を計画に従って帰宅させる。
- (3) 帰宅に当たって、幼児・児童については、あらかじめ保護者に伝達してある計画に従って、保護者又は保護者の委任した代理人（以下「保護者」という。）に帰宅先を確認してから引渡す。保護者に引渡すまでは、学校（園）において保護する。
- (4) 中・高等学校生徒については、個々に、帰宅経路手段（徒歩、自転車、バス、電車等）、所要時間、同伴者を確認してから集団で帰宅させる。
- (5) 特別支援学校の児童・生徒等については、保護者に引渡し、引取りのない者については学校で保護する。

スクールバスを使用している児童・生徒等については、保護者に、事前に指定してある地点で引渡す。

- (6) 特別支援学校においては、児童・生徒等の通学範囲、障害の状態、寄宿舎生及び残留児童・生徒等の収容、スクールバス使用の是非等、それぞれの学校の実態に応じて、一層きめ細かな対応措置をとる。

その際、学区域が広域であることに加えて、心身の障害により帰宅所要時間が長時間となるため、判定会議招集段階で、各学校から保護者に引渡しの緊急連絡を行う。

- (7) 小・中学校特別支援学級についての措置は、特別支援学校に準じて措置するよう指導する。

2 校外指導等

- (1) 宿泊を伴う指導時（移動教室、夏季施設、修学旅行等）の場合は、強化地域内外を問わず、その地の官公署等と連絡をとり、その地の対策本部の指示に従う。

また、速やかに学校へ連絡をとり、校長は、対応の状況を都（市区町村）教育委員会又は所轄庁に報告するとともに、保護者への周知を図る。

- (2) 遠足等の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校（園）の措置をとる。帰校（園）後、児童・生徒等を在在（園）時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校（園）することが危険と判断される場合は、近くの小・中学校等に避難することなど適宜の措置をとる。

3 学校（園）におけるその地の対応策

- (1) 児童・生徒等を帰宅させた後、水のくみ置き、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。
- (2) 学校（園）に残留し保護する児童・生徒等のために必要な飲料水、食料、寝具等については、あらかじめ予想される数量を把握し、各学校（園）において準備するか、又は地域の業者等から供給を受けられるよう手配しておく。
- (3) 残留する児童・生徒等の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置をとる。
- (4) 残留する児童・生徒等の数、校（園）外指導等にとった措置等の必要な事項を都（市区町村）教育委員会又は所轄庁へ報告する。

4 警戒解除宣言の連絡等

- (1) 警戒解除宣言は、ラジオ、テレビ、市の広報等によって得るものとする。
- (2) 解除後の授業の再開の日時は、あらかじめ定めたところによる。

5 児童・生徒等に対する伝達と指導

学校（園）は、判定会招集が報道機関により報道された後、判定会の結論ができるまでの間に、適切な時期に学級指導・ホームルームに授業を切りかえ、判定会が招集されたことを児童・生徒に伝達し、地震に対する注意事項、解除宣言後又は地震後の授業（保育）の再開等について説明し、児童・生徒等の安全を図る指導にあたり、警戒宣言が発せられた場合、ただちにあらかじめ定めた下校（園）計画に従って帰宅させるよう準備を整える。

6 東海地震注意情報発令時の学校（園）における対応措置の保護者への周知

東海地震注意情報が報道されると、幼児・児童の保護者がただちに引取りに来校する事態が予想される。

学校（園）においては東海地震注意情報発令時は授業（保育）継続し、警戒宣言が発せられた後に授業（保育）を中止して帰宅の措置をとることとしている。

したがって、学校（園）は平素から、保護者に対して学校（園）の対応策を周知徹底しておく。特に保護者には、家庭において、水、食料、救急用品の準備確認、火災防止、家具の転倒防止など地震に対する被害軽減の措置をとりながら、事後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合に幼児・児童をただちに引取りに出る準備を整えるように打ち合わせておくことが大切である。

なお、上記のような事前の措置をとっても、東海地震注意情報発令の報道で保護者が引取りに来校（園）した場合は、校（園）長の責任において臨機応変の措置をとる。

第2 病院・診療

（調布市医師会・調布市歯科医師会）

1 診療態勢

病院及び診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常どおり診療を行い、職員の確保は、あらかじめ定められた方法によって行う。

入院患者については、担当医師の判断により、退院の許可を与える。

なお、手術、検査については、医師が状況に応じて適切に対処するものとする。

機関別対応は、次のとおりである。

機関名	外来診療	入院患者	手術等
調布市医師会 〔民間病院 診療所〕	医療機関の状況に応じ可能な限り、平常どおり診療を行う。	退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。	医師の判断により、日程変更可能な手術、検査は延期する。
調布市歯科医師会 〔民間病院 診療所〕	医療機関の状況に応じ可能な限り、平常どおり診療を行う。		医師の判断により、日程変更可能な手術、検査は延期する。

2 防災措置

病院又は診療所には、医薬品類等危険なものが多数あるので、災害発生による被害の防止又は軽減を図るため、次の防災措置を講ずる。

- (1) 建物、設備の点検・防災措置
- (2) 危険物の点検・防災措置
- (3) 落下物の防止
- (4) 非常用設備、備品の点検及び確保
- (5) 職員の分担事務の確認
- (6) 備蓄医療品の点検・防災措置

3 その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう必要に応じ適宜伝達する。

第3 社会福祉施設等

(施設管理者)

1 保育園等、通所施設

- (1) 園児、通所者の扱い
 - ア 園児、通所者は、名簿を確認のうえ、保護者及び家族に引き渡す。
なお、警戒解除宣言が発せられるまでの間は、保護者及び家族において保護するよう依頼する。
 - イ 引取りのない者は、園又は施設において保護する。
- (2) 防災措置
 - ア 施設設備の点検
 - イ 落下物の防止
 - ウ 飲料水の確保、食料、ミルク等の確認
- (3) その他
 - ア 園児、通所者の引取りについては事前に十分な打合せをする。
 - イ 職員、園児（生）、保護者及び家族等の防災教育を行う。

2 入所施設

入所者は、施設内で保護する。このために次の措置をとる。

- (1) 施設設備の点検
- (2) 落下物の防止措置
- (3) 飲料水、食料等の確保
- (4) 入所者、家族に対し、施設側の対応方法の周知
- (5) 関係機関との緊密な連絡

第7節 劇場, 超高層ビル等対策

(調布消防署・総務部)

劇場, 超高層ビル等, 不特定多数の者の集まる施設について, 混乱防止及び安全確保の見地から, 各機関は次の対応措置を講ずる。

機関名	対 象	対 応 措 置
調布消防署		消防計画等により対応を図るほか, 特に不特定多数の者を収容する部分については, 災害防止の観点から, 次の応急措置について検討・実施するよう指導する。
	劇 場 映画館等	<ol style="list-style-type: none"> 1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急措置に必要な資器材の準備 5 営業の中止又は自粛 (ただし, 駅等の混乱状況によっては弾力的な運用を指導する。) 6 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し, 従業員による適切な誘導を行う。
調布消防署	超高層ビル	<ol style="list-style-type: none"> 1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急措置に必要な資器材の準備 5 ビル内店舗については, 営業の中止又は自粛 6 店舗等の利用客に対しての, ブロックごとに必要な情報の伝達及び時間差を設けての誘導 7 エレベーター (地震時管制運転装置付を除く。) の運転中止及び避難時の階段利用
市	たづくり・グリーンホール等の市立施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言が発せられた場合, 個人使用形態をとる施設においては, 管理者が個人施設利用者に直接, また, 団体利用形態をとる施設においては, 主催責任者に施設利用の自粛を要請する。 2 職員の役割分担の確認を行い, 防災用施設設備の作動準備, 危険箇所の応急補強, 危険物の保安措置を実施する。 3 エレベーター (地震時管制運転装置付を除く。) は, 運転を中止し, 階段を利用するよう指導する。

第8節 電話、電報対策

第1 東海地震注意情報の報道開始後の混乱防止措置

(NTT東日本)

機関名	内 容
NTT東日本 (電話)	<p>警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規定等に基づき、通信のそ通に係わる業務を適切に運用する。</p> <p>1 確保する業務</p> <p>(1) 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話</p> <p>(2) 街頭公衆電話からの通話</p> <p>(3) 非常・緊急扱い通話（交換手扱いの通話）及び同電報</p> <p>2 可能な限りにおいて取り扱う業務</p> <p>(1) 一般加入電話からのダイヤル通話</p> <p>(2) 100番通話（手動通話を含む）</p> <p>(3) 一般電報の発信及び電話による配達</p> <p>(4) 営業窓口</p> <p>(5) 防災関係機関からの緊急な要請への対応</p> <p>ア 故障修理</p> <p>イ 臨時電話、臨時専用線等の開通工事</p>

第2 広報

(NTT東日本)

機関名	内 容
NTT東日本	<p>警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織においては、利用者の利便に関する次に掲げる事項についてホームページや支社・支店等に掲示するとともに、テレビ・ラジオ放送等を通じ情報提供及び必要な広告を行う。</p> <p>1 通信のそ通状況ならびに利用制限等の措置状況</p> <p>2 電報の受付配達状況</p> <p>3 加入電話等の開通、移転等の工事、並びに故障修理等の実施状況</p> <p>4 営業窓口における業務実施状況</p> <p>5 災害伝言ダイヤル等の利用方法</p> <p>6 その他必要とする事項</p>

第3 防災措置の実施

(NTT東日本)

機関名	内 容
NTT東日本	<p>災害発生に備え、次のとおり準備警戒業務を実施する。</p> <p>1 通信の利用制限等の措置</p> <p>2 災害用伝言ダイヤル等の提供</p> <p>3 対策要員の確保及び広域応援</p> <p>4 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保</p> <p>5 通信建物、設備等の巡視と点検</p>

第9節 電気, ガス, 上下水道対策

第1 電気

(東京電力パワーグリッド(株)武蔵野支社)

1 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

2 人員, 資機材の点検確保

(1) 要員の確保

非常災害対策支部構成員は、判定会招集情報又は警戒宣言情報を知ったとき、速やかに所属する事業所に参集する。

なお、全ての事業所は、非常態勢をとる。

(2) 資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、支部は、工具、車両、発電機車及び変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

3 施設の予防措置

警戒宣言が発せられたときは、地震予知情報に基づき、電力施設に関する次に掲げる各号の予防措置を講ずる。この場合において地震発生時の危険性にかんがみ、作業上の安全に十分配慮した判断を行うものとする。

(1) 特別巡視及び特別点検等

地震予知情報に基づき電力施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

(2) 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。

また、NTT、鉄道、警察、消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

(3) 応急安全措置

仕掛り工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

4 安全広報

非常災害対策本店本部は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、電気の安全措置に関する具体的事項について広報する。

第2 ガス

(東京ガス(株))

1 ガスの供給

警戒宣言等が発令された場合には、原則として、ガスの製造及びガスの供給はそのまま継続することとし、地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための初動措置を迅速かつ的確に行う体制を構築する。

2 人員、資機材の点検確保

- (1) 人員の確保と配備
勤務時間内、時間外及び休日における動員計画をあらかじめ準備し、保安要員を確保し、必要な態勢を構築する。
- (2) 資機材の点検確保
復旧工事に必要な資機材の点検整備を行う。

3 警戒宣言時の需要家に対する広報の内容等

- (1) 広報の方法
ア 支部は広報車等により広報内容を直接お客様に呼びかける。
イ 本部は、ラジオ・テレビ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。
- (2) 広報の内容
ア 一般のお客様に対して
ア) 緊急時におけるガス栓の閉止
イ) 警戒宣言時のガスの供給の継続
ウ) 強震時におけるガスの供給の停止
エ) ガスの施設及びガス器具の取扱上の注意事項等
a 不使用ガス栓の閉止の確認
b 地震発生時のガス栓、メーターガス栓の閉止
c 供給停止後のガスの使用禁止
イ 特定のお客様に対して
ア) ガス機器の使用の抑制依頼
イ) 地震発生時に遮断バルブによるガス供給遮断の要請

4 施設等の保安措置

- (1) 導管網ブロック化の準備
ア 強化地域を含む地域ブロック及び隣接の地域ブロックにおいて、Kブロックバルブに要員を配備し、供給指令センターからの指示に従い、バルブ遮断を迅速かつ円滑にできる体制を講ずる。
イ 各導管事業部支部は、供給指令センターの指示に従い、事業所間で連絡をとり現場出動要員を確保し、緊急時に備え必要な準備を行う。
- (2) 放散措置の準備
放散要員は、速やかに指定された放散拠点へ出動し、放散措置を迅速かつ円滑にできる準備を行う。
- (3) 緊急遮断装置、放散設備、用水設備、保安用電力に必要な予備電源等の点検整備及び機能の確認を行う。
- (4) 保安通信施設の通信状態の確認を行う。
- (5) 工事の一時中断と工事現場の安全措置を講じる。
- (6) タンクローリーの受入れ、払出作業及び船舶荷役作業の中断又は制限を行う。

第3 上水道

(都水道局, 都市整備部, 環境部)

1 水の供給

警戒宣言が発せられた場合は、地震等の発生に備えて飲料水等の確保についての広報を行う。

2 人員, 資器材の点検確保態勢

警戒宣言が発せられた場合は、ただちに、災害発生に備えて情報連絡, 広報, 水道施設の保安点検の強化及び応急資器材の点検整備等の実施に万全を期するとともに震災発生時には、速やかに系統変更により送・配水確保対策を実施する。

3 施設等の保安措置

- (1) 日常薬品類の適正な貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた後は原則として搬入を行わない。
- (2) 平常給水の維持のため、浄水所, 給水所等は必要な配水圧力を確保し、地震発生後の応急給水に備え、給水拠点の保有水量を確保する。
- (3) 警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。
- (4) 工事現場においては、工事を一時中断して安全措置を講ずる。また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として埋戻しを行う。

第4 下水道

(環境部)

警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対処する。

1 施設等の保安措置

- (1) 施設の被害を最小限にとどめ、汚水, 雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期するために、各施設について、巡視, 点検の強化及び整備を行う。
- (2) 工事現場
工事は即時中断し、現場の保安態勢を確認し、応急資器材の点検, 整備を行う。

2 除害施設

除害施設を有する事業所に対しては、危険物質が誤って流出しないよう厳重な注意を呼びかけるとともに、点検・監視体制を強化する。

第10節 生活物資対策

1 営業方法

(総務部・都中央卸売市場)

食料及び生活必需品を取扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店、生活協同組合等については、極力営業を継続するよう要請する。

また、都中央卸売市場は、生鮮食品の安定供給を確保するため、必要な措置を講じたうえで平常どおり市場を開場し、生鮮食料品の取引業務を行うものとする。

2 買占め、売りおしめ防止の呼びかけ

(総務部・行政経営部)

テレビ、ラジオ及び広報車等を利用して呼びかけるとともに、必要に応じて事業者を監視する。

3 物資の確保

(総務部)

スーパーマーケット、小売店、市内生産者等に対し、食料品及び生活必需品等の供給確保を要請するものとする。

第11節 金融対策

(総務部・市民部・関東財務局・日本銀行・調布郵便局)

機関名	内 容
関東財務局 日本銀行	<p>1 関係機関は警戒宣言が発せられたときは、金融機関の業務の円滑な遂行を確保するため、各機関の所掌事務に応じ、次の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 金融機関の業務確保</p> <p>ア 金融機関は、原則として、平常通り営業を行うよう配慮させること。</p> <p>なお、やむを得ず義務の一部を中止する場合においても普通預金の払戻し業務についてはできるだけ継続するよう配慮させること。</p> <p>イ 強化地域内に所在する金融機関店舗に対する為替の取組み及び手形の取立ての停止等適切な措置をとり得るよう指導する。</p> <p>(2) 金融機関の防災体制等</p> <p>金融機関は、店舗の顧客及び従業員の安全の確保に努めるよう十分配慮させること。</p> <p>災害発生後における被害の軽減及び業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関は危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について、適切な応急措置をとるよう配慮させること。</p> <p>(3) 顧客への周知徹底</p> <p>ア 店頭のお客様に対しては、警戒宣言の発せられたことをただちに伝達するとともに、その後の来店客に備えて店頭にその旨を掲示させること。</p> <p>イ 上記(1)アなお書き及び同イの措置についても、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するよう配慮させること。</p> <p>(注) 1 「関係機関」とは、関東財務局及び日本銀行をいう。 2 本金融対策は、営業機関以外の諸機関の対応措置の状況をみて検討し、所要の調整を図るものとする。</p> <p>2 日本銀行は警戒宣言時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営に関するものを行う。</p>
調布郵便局	<p>1 警戒宣言が発せられた場合</p> <p>(1) 郵政事業の運営及び職員に対する措置は、原則として平常どおりとする。</p> <p>(2) お客さまへの周知</p> <p>郵便局利用中のお客さま等に対して、警戒宣言の発令をただちに適切な方法により周知する。</p> <p>2 金融機関としての防災体制</p> <p>(1) 金融機関として、お客さま及び職員の安全確保には十分配慮する。</p> <p>(2) 災害発生後には、被害の軽減及び取扱事務の円滑な遂行を確保するよう、適切な応急措置をとる。</p>
市	<p>警戒宣言が発せられたことによる交通混乱等が発生し、市税の申告や納税が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。</p>

第12節 避難対策

(総務部，都市整備部)

原則として避難の必要はないが，特に危険が予測されるがけ地等の危険地域については，あらかじめ市長が避難対象地区の選定を行っておき，警戒宣言が発せられた場合，避難勧告を行い安全な場所へ避難させる。

第13節 救援・救護対策

第1 給水態勢

(都市整備部，環境部)

市は警戒宣言が発せられた場合，ただちに災害発生後の応急給水に備え，情報連絡及び施設の保安点検強化，応急給水用資器材の点検整備等を行う。

第2 食料等の配付態勢

(生活文化スポーツ部)

1 職員の配置

市は，被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送，配付を行うため，職員待機の態勢をとる。

2 運搬計画

- (1) 市は，備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため，関係輸送業者に待機の態勢を要請する。
- (2) 市長は，集積地へ郵送された食料，物資を必要に応じて避難所に輸送する態勢をとる。

3 即時調達態勢の確保

市は，関係業界の物資の在庫状況を把握するとともに，地元商工団体及び小売店等に物資の供給態勢を整えるように依頼する。

第3 医療救護態勢

(多摩府中保健所・調布市医師会・調布市歯科医師会・調布市薬剤師会)

医療機関別の対応は次のとおりである。

機関名	内 容
都福祉保健局	1 医療救護班の編成準備 (1) 都医師会，都歯科医師会，都薬剤師会，日赤東京都支部及び関東信越厚生局に対する医療救護班の編成準備要請 2 各医療機関に対する救急患者の受入体制の要請 (1) 医師，看護師等の確保 (2) 医療資器材の点検・補充 (3) 都医師会，日赤東京都支部及び関東信越地方医務局に対する受入体制確保の要請
調布市医師会 調布市歯科医師会 調布市薬剤師会	災害発生時に出勤するよう計画されている医療救護班を速やかに編成するように準備方法を指示する。

第6章 市民・事業所等のとるべき措置

(市民・防災市民組織・事業所)

東京は、「東海地震」が発生した場合、震度5になると予測されている。

震度5程度の場合、家屋の倒壊等の大きな被害は発生しないが、局地的には、ブロック塀や自動販売機の倒壊、落下物、家具類の転倒などによる被害が生じるものと予測される。

また、調布市は、都市化とともに人口が増加し、警戒宣言及び地震予知情報による社会的混乱が発生することが予想される。

このため、市及び各防災機関は、被害及び混乱を防止するために万全の措置を講ずることとするが、本編においては、市民、防災市民組織及び事業所が、警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示すものとする。

第1節 市民のとるべき措置

1 平常時

- (1) 東海地震の災害発生に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認しておく。
- (2) 消火器具などの防災用品を準備しておく。
- (3) 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止を図っておく。
- (4) ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を図っておく。
- (5) 水（1人一日分の最低必要量3ℓ）及び食料の3日分程度の備蓄、並びに医薬品・携帯ラジオなど非常持出品の準備をしておく。
- (6) 家族が対応措置を話し合っておく。
 - ア 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ決めておく。
 - イ 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので各自の行動予定を話し合っておく。
- (7) 防災訓練や防災事業へ参加する。

市、消防署、防災市民組織等が行う防災訓練や防災行事へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。
- (8) 避難行動要支援者がいる家庭は、差し支えがない限り事前に住民組織や消防署、交番等に知らせておく。

2 東海地震注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- (2) 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。
- (3) 電話の使用を自粛する。
- (4) 自動車の利用を自粛する。

3 警戒宣言が発せられたときから災害発生まで

- (1) 情報の把握を行う。
 - ア 市の防災信号（サイレン）を聞いたときは、ただちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
 - イ 市・警察・消防等防災機関の情報に注意する。
 - ウ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣近所に知らせあう。
- (2) 火気の使用に注意する。
 - ア ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。
 - イ ガスメーターコックの位置を確認する。

- ウ 使用中の電気器具(テレビ, ラジオを除く)のコンセントを抜くとともに, 安全器又はブレーカーの位置を確認する。
- エ プロパンガスボンベの固定措置を点検する。
- オ 危険物類の安全防護措置を点検する。
- (3) 消火器, 消火用バケツの置き場所, 消火用水を確認する。
- (4) テレビや家具の転倒防止措置を確認し, 棚の上の重い物をおろす。
- (5) ブロック塀等を点検し, 危険箇所はロープを張るなど, 人が近づかないような措置をとる。
- (6) 窓ガラス等の落下防止を図る。
 - ア 窓ガラスに荷造用テープを張る。
 - イ ベランダの植木鉢等をかたづける。
- (7) 飲料水, 生活用水等のくみ置きをする。
- (8) 食料, 医療品, 防災用品を確認する。
- (9) 火に強く, なるべく動きやすい服装にする。
- (10) 電話の使用を自粛する。特に, 役所や放送局, 鉄道会社, 学校等への電話による問合せを控える。
- (11) 自家用車の利用を自粛する。
 - ア 路外に駐車中の車両は, できる限り使用しない。
 - イ 路上に駐車中の車両は, 速やかに空地や駐車場に移す。
 - ウ 走行中の自家用車は, 目的地まで走行したら後は使わない。
- (12) 幼児, 児童の行動に注意する。
 - ア 幼児, 児童は, 狭い路地やブロック塀などの付近をさけ, 確認できる範囲の安全な所で遊ばせる。
 - イ 幼児, 児童, 生徒が登園, 登校している場合は, 園, 学校との事前の打合せに基づいて引取りに行く。
- (13) 冷静に行動し, 不要不急の外出, 旅行は見合わせる。
- (14) エレベーターの使用は避ける。
- (15) 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- (16) 不要な預貯金の引出しを自粛する。
- (17) 買い急ぎをしない。

第2節 防災市民組織のとるべき措置

1 東海地震注意情報発表時(報道開始時)から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ, ラジオ等の報道に注意する。
- (2) 地区内住民に, 冷静な行動を呼びかける。

2 警戒宣言が発せられたときから災害発生まで

- (1) 市からの情報を地区内住民に伝達する。
- (2) 防災市民組織本部の設置を行う。
- (3) 地区内住民に市民のとるべき措置(前章参照)を呼びかける。
- (4) ポンプ, 燃料等の点検整備を行い, 出動態勢の準備を行う。
- (5) 街頭設置の消火器の点検, 消火用水の確保を行う。
- (6) 高齢者や病人の安全に配慮する。
- (7) がけ地, ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児, 児童等に対して注意する。
- (8) 救急医療品等を確認する。
- (9) 食料, 飲料水及び炊出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

3 その他

その他防災市民組織が結成されていない地域にあっては、自治会組織等が前記に準じた行動を行う。

第3節 事業所のとるべき措置

1 東海地震注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- (2) 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- (3) 消防計画等に基づき警戒宣言時のとるべき措置を確認又は準備する。
- (4) その他の状況により、必要な防災措置を行う。

2 警戒宣言が発せられたときから災害発生まで

- (1) 自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
- (2) テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速正確に伝達する。
この場合、スーパーマーケット等不特定多数の者を収容する施設においては特に顧客等の混乱防止に留意する。
- (3) 指示、案内等に当たっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。この場合、高齢者や障害者等の安全に留意する。
- (4) 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。
ただし、不特定多数の者を収容するホールにあっては、混乱防止のため原則として営業を自粛するものとする。
- (5) 火気使用設備、器具等地震により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。
また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認する。
- (6) 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等の点検を行い、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。
- (7) 商品、設備器具及び窓ガラス等の転落防止、破損防止措置を確認する。
- (8) 不要不急の電話の使用は中止するとともに、特に市・警察・消防署・放送局鉄道等に対する問合せを控える。
- (9) バス、タクシー、生活物資輸送車等生活上必要な車両以外の車両の使用はできる限り制限する。
- (10) 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資機材を配備する。
- (11) 建築工事及び金属熔解作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は、原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
- (12) 一般事業所の従業員は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業員数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。

ただし、近距離通勤者にあっては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

